令和４年分

所得申告相談会

＊伊達市会場申告受付期間＊

2/9(木) ～ 3/15(水)

問 税務課市民税係　☎ 575-1138

収支計算や明細書の記入が終了していないと受け付けができませんので、ご協力をお願いします。

▼申告前にチェック！

- □ 農業・営業・不動産所得がある人は、必ず事前に収支を計算しましょう。
- □ 医療費控除を受ける人は、必ず事前に医療費控除の明細書に記入しましょう。
- □ 下記①～⑤該当者は、福島税務署の申告会場（MAX ふくしま４階「アオウゼ」大活動室）で申告してください。
  - ① 住宅ローン控除を初めて受けようとする人
  - ② 土地や家屋の譲渡（売買など）による所得がある人
  - ③ 株式の譲渡や先物取引による所得がある人
  - ④ 事業所得があり、青色申告をしている人
  - ⑤ 前年分の申告を税務署の申告会場で行った人

▼持ち物　※該当するものをお持ちください

- □ **事前予約の受付番号がわかるもの**
- □ 源泉徴収票（原本）　※給与・年金所得がある人
- □ 収支内訳書　※農業・営業・不動産所得がある人
- □ 国民年金保険料・国民健康保険税などの控除証明書または領収書
- □ 生命保険・地震保険などの支払保険料控除証明書
- □ 医療費控除の明細書（受診者・病院ごとの合計額および保険金などで補填された金額がわかるもの）、おむつ使用証明書（ア参照）
- □ 身体障害者手帳、療育手帳、障害者控除認定書（イ参照）　※障がい者本人および障がい者の扶養義務者
- □ 税務署から郵送された「確定申告のお知らせ（はがき・通知書）」　※郵送された人
- □ 申告者本人名義の預金通帳
- □ マイナンバー確認書類　※申告には「マイナンバーの記載＋本人確認書類の写し」が必要です。カードを持っていない人は、個人番号が確認できる書類（通知カードなど）と身元確認書類（免許証など）をお持ちください。
- □ 学生証　※学生のみ
- □ 「利用者識別番号等の通知」　※利用者識別番号（16桁）を取得したことがある人
- □ その他必要と思われるもの

国民健康保険 加入の皆さまへ

▼国保の高額療養費の申請と確定申告

所得申告で医療費の領収書を使用する場合は、次の点にご注意ください。

▶高額療養費を申請した後に確定申告をする場合

申告額は令和４年に支払った医療費から高額療養費の支給額を差し引いた金額です。申告時には、市から送付される「高額療養費支給決定通知」が必要です。

▶確定申告の後に高額療養費を申請する場合

高額療養費に該当するかどうかは診療月の２カ月後に確定します。高額な医療費を支払った場合は、あらかじめ領収書のコピーを取っておいてください。

▼医療費通知は医療費控除に使用できます

国民健康保険で受診した被保険者のいる世帯主に、奇数月に「医療費のお知らせ（医療費通知）」をお送りしています。医療費通知は確定申告で医療費控除を受けるときに使用できます。**再発行を希望する場合は、必ず事前にご相談ください。（再発行に２週間程度かかります。）**

公費負担や高額療養費の申請などにより、医療費通知に記載の自己負担額と実際の負担額が異なる場合は、訂正して申告してください。

問 国保年金課給付係　☎575-1198

介護保険 ご利用中の皆さまへ

▼おむつ使用証明書（ア）

▶取得の要件…介護保険主治医意見書によりおむつが必要と確認できる人

▶手続き方法…初めて医療費控除を受ける年は、医師から発行してもらいます。２年目以降で、介護保険の認定があり、要件に該当する人は「おむつ使用確認書」として高齢福祉課から発行します。

▼障害者控除認定書（イ）

▶取得の要件…介護保険要介護（支援）の認定がある65歳以上の人で、認定調査票、または主治医の意見書で障害者に準ずると認められた人

▶手続き方法…高齢福祉課、各総合支所でご申請ください。

※ア、イの申請書などは高齢福祉課、各総合支所、市ホームページ「介護保険関係申請書類」にあります。ア、イともに即日発行はできませんので余裕をもって申請してください。

市HP（申請書類）

▼介護保険給付費通知は医療費控除に使用できません

介護事業所からの明細書で確認してください。

問 高齢福祉課介護保険係　☎575-1299

▼確定申告に使える各種明細書を１月下旬に送付します

問 収納課管理係　☎575-1232

令和４年中に納めた「国民健康保険税」「介護保険料」「後期高齢者医療保険料」の明細書を１月下旬にお送りします。確定申告に使えますので、大切に保管してください。届かない場合は、収納課管理係（電話 575-1232）に連絡ください。

なお、介護保険料や後期高齢者医療保険料を年金特別徴収（年金天引き）で納付している人には明細書を送付しません。年金保険者（日本年金機構等）から送付される源泉徴収票で納付額をご確認ください。

＊予約受付＊

伊達市での申告相談会は事前予約制です

12/26(月)～

新型コロナウイルス感染症対策のため、ご協力をお願いします。

◉伊達市のホームページから「事前予約」をしてください。

◉来場希望日の２日前（土日祝日を除く）までに予約してください。

▼予約方法

①パソコンやスマホから市のホームページにアクセス

福島県伊達市　検索

②スライドをクリック

③氏名・連絡先を入力し希望日時を選択します。予約後に受付番号を控え、当日、会場でご提示ください。

インターネットでの予約が困難な場合は税務課へご相談ください。

スマホで予約

スマホのカメラで読み取ってください。

※予約受付開始の12月26日(月)よりも前はつながりません。

▼申告相談会の日程・会場

受付時間　［午前］9時～11時30分　［午後］13時～16時

令和４年分 申告相談会	2月													3月											
	9(木)	10(金)	13(月)	14(火)	15(水)	16(木)	17(金)	20(月)	21(火)	22(水)	24(金)	27(月)	28(火)	1(水)	2(木)	3(金)	6(月)	7(火)	8(水)	9(木)	10(金)	13(月)	14(火)	15(水)
保原会場 伊達市役所	常設																							※1
月舘会場 月舘中央交流館	2/9(木)～14(火)			※2																				
霊山会場 霊山中央交流館					2/15(水)～21(火)				※2															
伊達会場 伊達ふれあいセンター										2/22(水)～3/2(木)			※2											
梁川会場 梁川中央交流館														3/3(金)～15(水)										※1

※1…最終日受付15時まで　※2…最終日受付午前のみ

※**中央交流館は月曜定休ですが、申告会場のみ開館**します。

・都合がつかない場合はお住まいの地域以外の会場でも相談が可能です。

・各会場の初日・月曜日・最終日および保原会場の後半は、特に混雑が予想されます。

・申告受付期間中は、税務課や各総合支所窓口では申告相談を受け付けていません。各会場でご相談ください。

伊達市会場では受け付けできない申告もありますので、福島税務署主催の会場で申告をお願いします。

▼伊達市の申告会場以外でも申告ができます

福島税務署主催の確定申告書作成会場は MAXふくしま4階「アオウゼ」大活動室

会場が前回と違うのでご注意を！

福島市曽根田町 1-18　※ JR 福島駅より徒歩約６分

期間　2/16(木)～3/15(水)

※土・日・祝日を除く

※2/19(日)、2/26(日)は開設

時間　9時15分～16時

※入場には「入場整理券」が必要です。詳しくは市政だより２月号（1月26日発行）をご覧ください。

問 福島税務署　☎ 534-3121

▼ e-Tax がおすすめ

インターネットを使用して電子的に申告手続きができるシステムです。画面に従って、お手元の書類の数字を入力するだけ！毎年申告相談会場で申告する人や、初めて確定申告をする人も、今年はぜひ e-Tax にチャレンジしてみましょう！

※詳細は、だて市政だより 12月号 20㌻～21㌻をご覧ください。

◀国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をチェック！